

労働アンケート「育児・介護の両立支援について」

結果報告

●調査目的

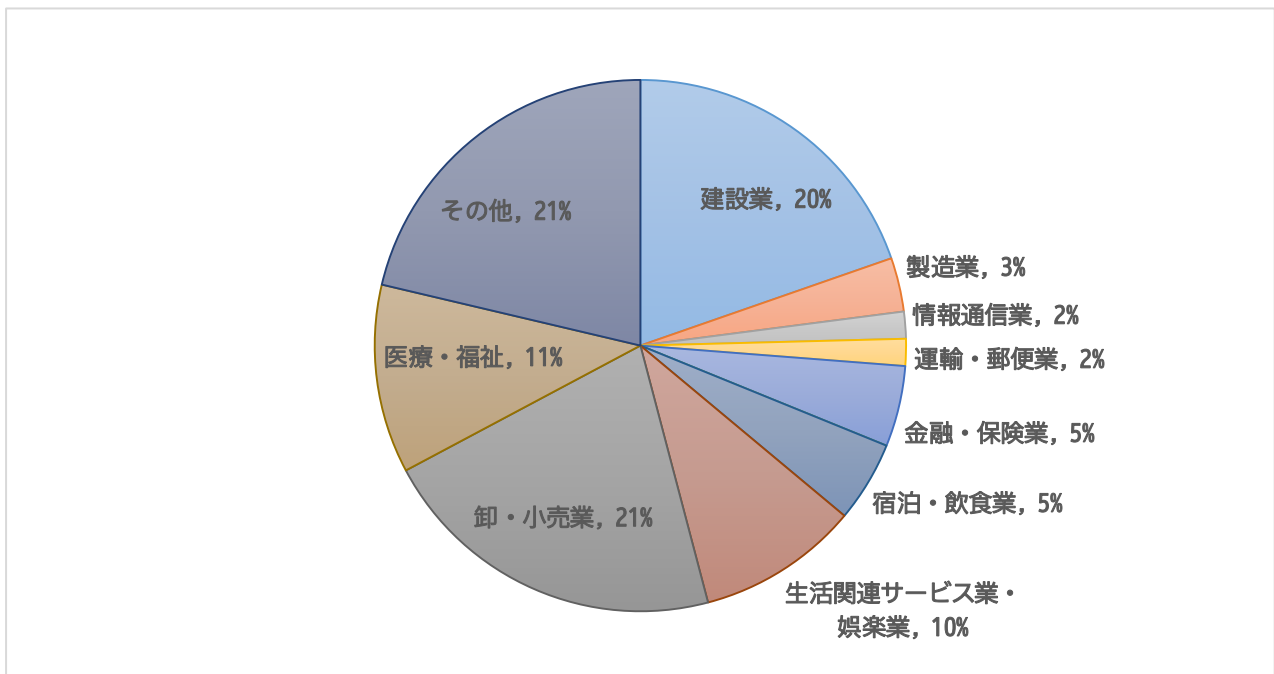
令和2（2020）年度実施の郡山市労働基本調査の結果から、「働き方改革」の「育児・介護の経済的支援」に取り組む企業が「全体の4.2%」と非常に低かったこと、また本年6月に「育児・介護休業法」が改正され、「男性版育休」が創設されたことなどから、「育児・介護の両立支援」について市内企業の状況等を詳細に把握し今後の雇用政策に活かすため、実施しました。

●調査概要

- ・調査期間 令和3年9月1日（水）～9月30日（木）
- ・周知方法 市ウェブサイトや産業政策課 LINE 公式アカウントを活用し、広報関係機関へアンケート用紙の配布
- ・回答方法 インターネット（かんたん電子申請）、FAX
- ・回答数 2,000社（アンケート配布枚数）中61社回答
- ・回答率 3.05%

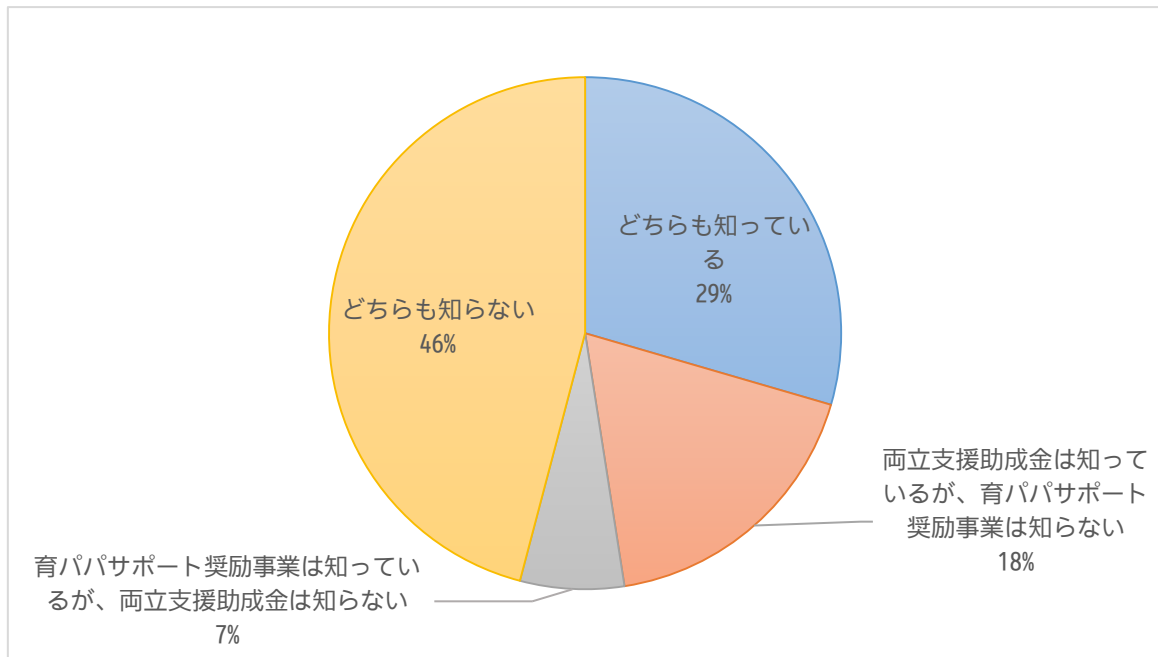
【アンケート結果】

問1 貴事業所の業種を教えてください【回答61社】



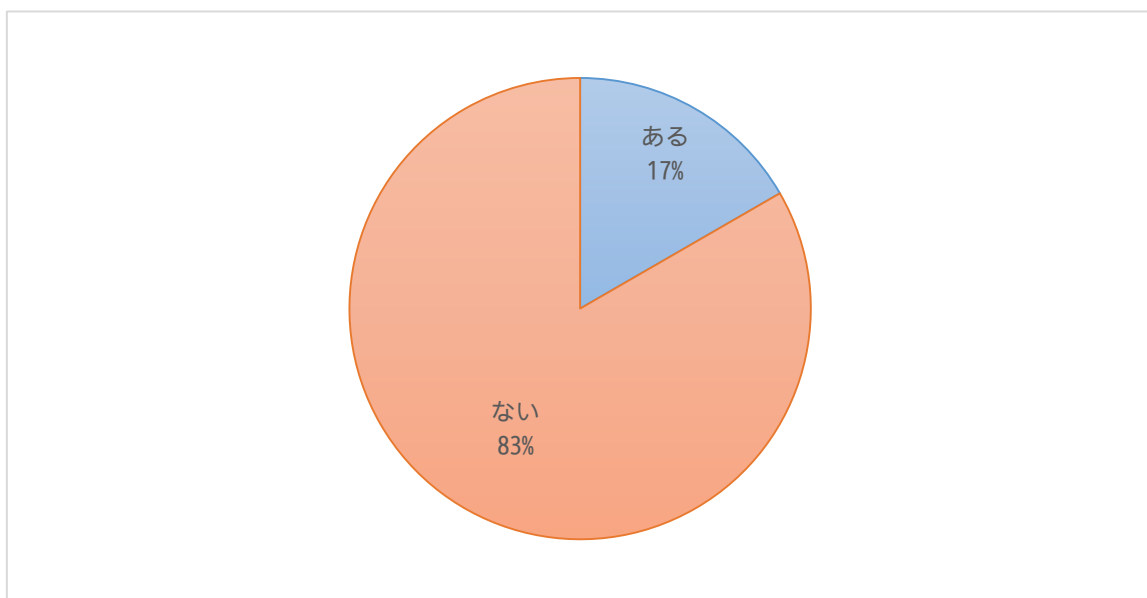
その他…法律関連のその他のサービス業（社労士）、事務処理業務、専門・技術サービス業、請負業、ビルメンテナンス・設備業、

問2 国の施策である「両立支援助成金」や、市の施策である「育パパサポート奨励事業」を知っていますか？【回答 61 社】



回答のあった 61 社中 28 社（46%）と半数近い企業がどちらの支援策も知らないと回答しており、支援制度の周知が不十分であることから、効果的な周知方法を熟考する必要がある。

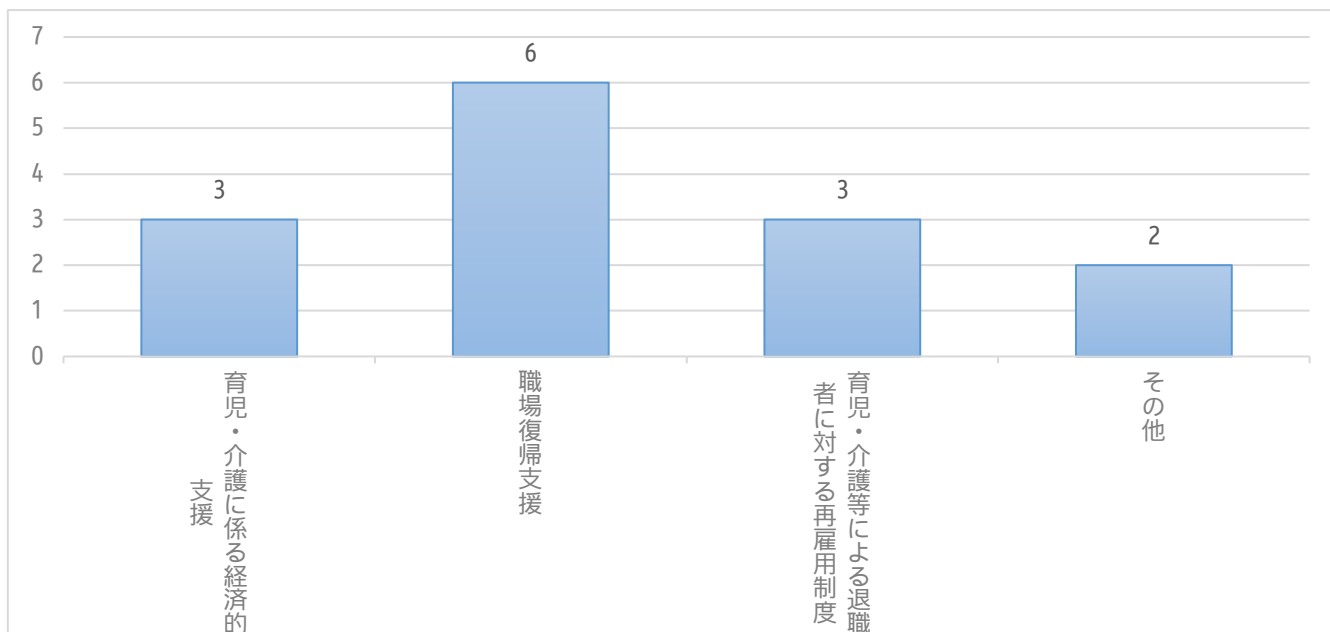
問3 育児・介護休業を取得する従業員に対して事業独自で行っている支援制度はありますか？【回答 60 社】



回答のあった 60 社中 50 社（83%）とほとんどの企業が育児・介護休業を取得する従業員に対する支援を実施していない。

問4 問3で「ある」と回答した方に伺います。どのような支援・取り組みを行っていますか。

【複数回答可：回答 10 社】



その他内容

- ・就業時間の対応
- ・育児休業の積極的な活用

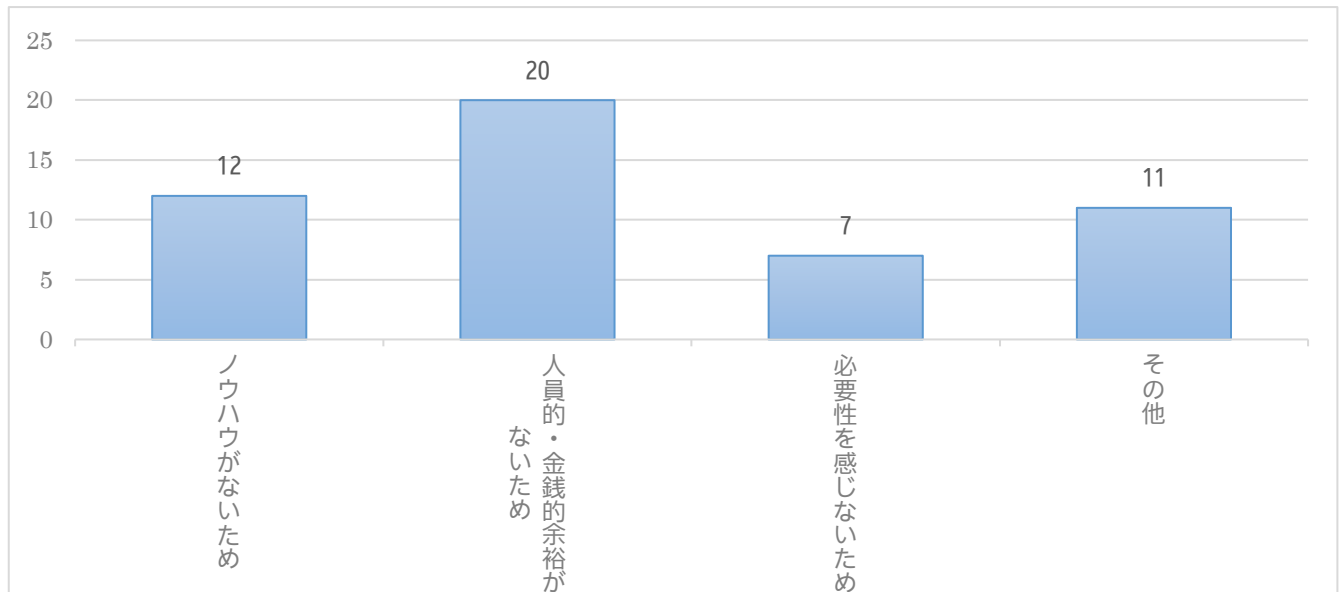
回答のあった 10 社のうち半数以上の 6 社が職場復帰支援を行っている。

問5 問4で回答した方に伺います。具体的な支援・取組内容を教えてください。

(※問6「問5で回答した方に伺います。貴事業所の支援・取組内容をモデルケースとして、Web サイト等で公開してもよろしいですか？」で公開してよいと回答したものだけを抜粋)

- ・出産した女性社員はもちろん、育児をになう男性社員にも育児休暇を推奨している。社内就業規則による Children family care (子育て支援と仕事の両立) 制度により、子育てを優先した働き方もある。
- ・育児休暇取得者の職場復帰に対し研修を行っている。
- ・有給とは別に特別休暇支給。退職後、5年以内であれば退職前と同水準給与で再雇用

問7 問3で「ない」と回答した方に伺います。独自支援を行っていない最も適切な理由を聞かせてください。【複数回答可：回答 49 社】



その他内容

- ・対象となる従業員がいないため …9 社
- ・具体的な事例がまだないため、規定類の見直しで留まっており、今後検討する。

回答のあった 49 社のうち 20 社が人間的・金銭的余裕がないため支援を行っていないと回答しており、人材確保や金銭的負担に対する課題が多いことがわかる。

また、対象となる従業員がいないため策定していないという回答もあった。

問8 その他ご意見などございましたら、記入ください。

- ・法や条例は出てから使いこなすまでに、とても時間がかかると思う。多くのものは自分の生活から離れ忘れ去って行く位。
- ・介護社員に対してまだまだやれることがあるのに、足りていない。課題です。
- ・特に制度としては明確にしていらないが、必要とする従業員がいれば相談に応じている。
- ・女性の多い会社なので産休・育休は必須で復帰後も有給休暇の積極的利用を促している。
また就業中子どもの急な事態に対処するために数時間の途中退社も自由にとれる様にしている。